

静岡県職員倫理条例及び同規則の運用に関する訓令

(平成13年3月21日県本部訓令第5号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県職員倫理条例（平成12年静岡県条例第55号。以下「条例」という。）及び静岡県職員倫理規則（平成13年静岡県規則第9号。以下「規則」という。）の委任に基づき細部事項を定めるとともに、同条例及び規則の運用に関し必要な事項を定める。

(倫理監督職員)

第2条 条例第7条第1項の職員の倫理を監督する職員（以下「倫理監督職員」という。）には、警務部長を指定する。

2 倫理監督職員は、規則第17条第1項の規定に基づき、次の事務を行う。

- (1) 規則第11条第3項の許可を行うこと。
- (2) 規則第13条第1項の承認を行うこと。
- (3) 規則第14条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(倫理管理職員及び倫理相談員)

第3条 規則第17条第2項の規定により、倫理監督職員を補佐する者として県本部及び各警察署に倫理管理職員及び倫理相談員を置く。

2 倫理管理職員には、各部（サイバー対策本部を含む。）の庶務担当課長（学校にあっては、校長）及び県本部監察課長並びに各警察署長を充てる。

3 倫理相談員には、各所属の次席等を充てる。

(倫理管理職員及び倫理相談員の任務)

第4条 倫理管理職員は、第2条第2項各号の事務の一部を行う。

2 倫理相談員は、第2条第2項第3号の事務の一部を行う。

(利害関係者から除く者)

第5条 規則第3条ただし書の任命権者が定める者は、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する運転免許を与える事務
運転免許の申請をしようとしていることが明らかである者
- (2) 道路交通法第101条第1項に規定する免許証の更新をする事務
免許証の更新の申請をしている者及び免許証の更新をしようとしていることが明らかである者

(犯罪の捜査に関する利害関係者)

第6条 職員が職務として犯罪の捜査に携わる場合の当該犯罪の被疑者又はその弁護人若しくは代理人は、当該職員の利害関係者とみなし、規則の規定を適用する。

2 被疑者が法人（法律の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。）である場合における役員、従業員その他の者（当該法人の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、前項の被疑者とみなし、同項の規定を適用する。

(贈与等報告の手続)

第7条 贈与等を受けた管理職員（管理職手当の支給を受ける職員をいう。）は、規則第15条に定めるところにより、その状況を贈与等報告書により倫理監督職員を経由して本部

長に報告しなければならない。

(贈与等報告書閲覧場所の指定等)

第8条 規則第16条第4項に規定する贈与等報告書の閲覧の場所は、県本部警察相談課とする。

2 贈与等報告書の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月26日県本部訓令第17号)

この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

附 則 (平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則 (令和7年3月27日県本部訓令第12号)

この訓令は、令和7年3月28日から施行する。